

第十編 勞資協調運動

序 語

本篇では第一工場委員制度、第二勞資協調諸團體の一節に分けて説明する。兩者とも労働争議と内面的又は外面向の關聯を以て起つたことは注意に値する。斯うした種類のものが本年中に於ては可成り澤山出來たのである。

第一 工場委員制度

概 言

工場委員制度の概念は餘り明白でない。

工場協議會とか經營委員會とか其他之に類似の名稱の下に事業經營に對して其の關係職工が如何なる程度かの發言權を握つてゐる場合其制度を一括して茲には工場委員制度と言つたのであつて、單に職工間の互助共濟に止まるものは之れを含まない。等しく工場委員制度と言つても、企業家工場主とその勞働者との間に於ける經營指導權の分配如何に依て種々な階級を生ずる。

我國に於ては本年に入つてから勞働運動が飛躍的展開を爲した一方、之れに脅威を感じた資本家工場主は工場委員制度なるものを勞働者に認めた。此制度は勿論本年初めて生したものではなく既に一兩年來少數ではあるが既に存在してゐた。

大阪安治川鐵工所(鐵心會) 横河橋梁製作所大阪工場 大阪、市田オフセット會社(相談會) 同 同

大阪鐵板製造會社

大阪、日本橋梁會社

三菱鑛業生野鑛山(共愛組合)

古河不老倉鑛山(成信會)
夕張炭鑛(一心會)

東京秀英舎(工場協議會)

吳海軍工廠(職工協議會)
舞鶴海軍工廠(懇談會)

東京砲兵工廠(職工代表評議員會)

國有鐵道(現業委員會)

大阪砲兵工廠(從業員懇談會)
八幡製鐵所(懇談會)

永谷鑛山(談話會)
陸軍被服廠(懇談會)

東京日清印刷(工務協議員會)
十一月改正さる)

牧山骸炭製造所(協勵會)(但十年
一月改正さる) 同 濱松日本形染株式會社(工手代議會) 同

等である。是の中或物は本年出來たものと殆んど同様であるが大部分は懇談制を採用し、中には極めて初期の萌芽を有するに過ぎない程度のものもある。

本年に入つては夏以來關西方面を中心にして勃然として工場委員制度が簇生した。蓋し熾烈を極めた此地方の勞働爭議は其要求條項の中に團體交渉權確認の要求と同時に多く工場委員制度の要求を含んでゐた。團體交渉權は集合契約の意味では全部否認せられて所謂工場委員制度のみが種々の名稱の下に與へられたのである。阪神地方の勞働爭議最中、工場主資本家のみを以て組織された大阪工業會では、勞資の圓満なる協調の爲めに『工場委員會要項』なるものを議定して其設立を奨励してゐるし、東京府工場懇談會も『工場協議會準則』を發表してゐる。又年末に及んでは協調會が『勞働委員會規則例』を提示し『勞働委員會法制定』に

關する建議案をも公表してゐる。是れに依て見れば所謂工場委員制度なるものが、職工一般に取つて如何なる意味を有するかは暫く離れて、資本家階級には大した痛手となるない、ことが豫測される。然らば如何なる趣旨目的で此委員會なるものは設定されたか。二三の例證を擧げて見よう。

工場委員會は當會社事業の進歩發展及び從業者の幸福増進と並に相互の融和親密を圖るを以て目的とす(東洋鍼伸銅會社)

工場協議會は本所事業の進歩發展を圖り職工の幸福増進に資せんが爲め隔意なき諒解を以て本所の諮詢又は委員の提案を調査審議し其決議を本所に提出するものとす(住友)

是等は任意に抽出したのであるが執れの規則書を見ても本質的には差異がない。即ち工場委員會は『當會社の進歩發展』と『職工の幸福増進』とを目標とする『諮詢』機關として認められたものである。茲に問題は

『當會社の進歩發展』と『職工の幸福増進』とは一致するや否やと云ふことである。若し一致しないとしたら其間の『隔意なき諒解』は事業主に對し何等拘束力なき『諮詢』機關に依て達成されるであらうか。是れに對し同尼崎分工場では十一ヶ條の中次の二つ

て一の答へを與へたものは住友の工場協議會である。即ち住友四工場(仲銅所、製鋼所、電線製造所、仲銅尼崎分工場)から選出された職工側協議會委員は九月末までに提案を纏めて各工場主管の手許に差出したが、會社側では右提案を(1)採用(2)除外(3)議題とせざるも参考として意見を徵すと云ふ風に三分し其結果採用されたものは次の如くである。

製鋼所では提案十三條の中次の二つ

1 洗面所改造
2 一ヶ月間の公缺承認

電線製造所では十三ヶ條の中次の五つ

1 簡易食堂設置、浴場改良
2 社宅及び俱樂部の建設
3 物價の高低に對し賃銀増減
4 残業
5 風紀改良

仲銅所では十七ヶ條の中次の五つ

- 1 徽章改正
- 2 圖書館、娛樂室の設置
湯沸場、食堂建設
- 3 職工に通學の便を與ふる事
- 4 辦當實費支給

として認められたものである。茲に問題は斯くて委員は斯に工場協議の無價値不必要を叫んで四工場の委員は五十二名中十二名の御用黨委員(製鋼所七、仲銅所二、電線一、尼崎工場二)を除いた四十名は大正十一年一月七日連名辭表を提出するに至つた。其辭表の全文は簡単で『私等は工場協議會委員を辭任します、其の

- 1 出勤退出の際の身體検査廢止
- 2 炊事改正

即ち議題とされぬものゝ中、協議會傍聴者參列許可の件や、解雇手當、賃銀改正、

加給歩制度廢止、公休制、賞與其他職工側の重要視するものは権限を逸脱するものと

して全部削除されたので、茲に協議會の權側と會社側との間に劇しい争鬭の端を開いた。十月十日より順次各工場に開かれた第一回の協議會に於て『福利增進』の限度に就いて兩者所見を異にし畢竟職工側は協議會を圓滿に遂行するの無益を唱へ提案一切を撤回して議席を去り、或は始めから全部缺席した爲めに(會社側からの提案は少しもなかつた)結局何等の決議にも到らなかつたのである。

理由は既に御存知のこと、と思ひます」と云ふのであつた。此外ダンロップ會社の工場聯合委員の中では同會社の鍛冶工を中心とする工進會側の人々は年末(十二月三十日)辭任を申出で一般職工も之を是認する態度を取つて委員會否定の傾向がある。蓋し委員會で決議したことと之を會社に執行せしめる權能がなく今まで數回の經驗に依ると委員側で比較的重要視する事項は凡て『聽き届け難し』と云ふ回答が與へられるので該委員會の無意義を感じて來たからである。

然し乍ら斯く工場委員會の態度が可成り强硬で現在の制度に未練のないことを示すのは背後に労働組合があるからである。

即ち次に述べる所に依て明かな様に本年中に勃然として起つた工場委員制度は關西方面に於ける労働争議に依て促進されたもので、それ以外では東京の砲兵工廠とモスリン會社とがあるばかりである。而してこの關西方面の工場委員制度の實施された工場を見ても例外なく日本勞働總同盟關西聯合會關係のものゝみであつて工場委員も職工側は大部分勞働組合關係のものであるが彼等は相提携して行くことになつてゐるか

ら、上來述べた住友、ダンロップの辭任問題を以て全體の或る傾向を示すものだと見ることは必らずしも臆斷ではない。併し我々は事實の進展を靜かに待つであらう。

以上で大體我國工場委員制度の本質及び現狀を概言したから次に(一)該制度を實施した工場、(二)名稱、(三)權限、(四)組織(五)委員の任期、(六)會議、議長及び採決方法、(七)委員被選舉資格の制限、(八)委員選舉資格の制限、(九)特權及び義務の九項目に就いて稍々詳しく本年出來た該制度の内容を調べて見よう。

(一)本年までの工場委員會は既に列挙したから次に本年中に實施されたものを擧げもると次の如くである。

淡陶株式會社(本工場、福良分工場)	一月
大阪電燈株式會社	六月
村尾造船所(大阪)	七月一日
日本電線製造株式會社(大阪)	同四日
神戸ダンロップ護謨株式會社	七月
帝國製錫(大阪)	同
發動機製造株式會社(大阪)	八月
汽車製造株式會社(大阪)	同

(1)工場委員會と呼ぶもの
 ダンロップ護謨會社、新田帶革製造所、三菱造船所及電機會社、東洋鑄伸銅社、日本リーバー・プラザース會社、久保田鐵工所等
 (2)工場協議會と呼ぶもの
 東京モスリン會社、日本電線製造會社、住友(伸銅所、製銅所、電線製造所、尼崎分工場)等
 (3)労働調査委員會と呼ぶもの
 大阪電燈會社、村尾造船所等
 (4)其他の名稱

現業委員會（全國々有鐵道）
協議員會（汽車製造會社）
交渉委員（藤永田造船所）
但し職工組合より更らに選出する。
勞聖會（發動機製造會社）
工手代表委員（大阪電氣分銅會社）
工手代議會（濱松日本形染會社）
新正會（大日本木管會社）
但し新正會内より委員を出す
職工代表者會（東京砲兵工廠）
女子共團會（森下第一製藥場）等

(三)權限
三菱では工場委員制度を採用した際に公
にした『工場委員會に就て』と云ふ文の「委
員會の本質及職能」の見出の下に次の如く
書いてある。

『本日發表した工場委員會は諮問機關であり
まして決議機關とか執行機關とか云ふもので
はありません。諮問機關としたのは統一ある
事業上の協力を完うする爲最も適切有利なる
方法であると信じたからであります。』
要するに我國現下の凡ての所謂工場委員
制度なるものゝ權能が單に諮問機關に止ま
つて其決議が何等會社を拘束する力のな
い點に於ては一の例外もないことであつて
規約を引證する必要もないと思ふ。けれど

も其諮問範囲、從て委員會の意見開陳の範
圍に就いては千差萬別である。一般には大
別して(1)労働條件即ち賃銀及び時間に關
する事項、(2)所謂狹義の福利增進に關す
る事項の二つを規定してゐるのである。一
二の例を擧げると住友に於ては

1 労働時間

2 物價指數の高低に順應する最低賃銀の増
減

以上の二項が前に言つた労働條件に該當す
るもので

- 3 保健衛生及び危險防止
- 4 互助共濟
- 5 教育風紀娛樂及び休養
- 6 其他幸福增進に關する事項

等は前に言つた狹義の福利增進に關する事
項である。更に東京モスリンに於ては
2 賃銀及び作業時間に關するもの
の一項は労働條件に關する事項で
1 生産能率の増進に關するもの
3 危害の防止及び保健衛生に關するもの
4 互助及び救濟に關するもの
5 業務上の傷害及び疾病の補償に關するもの
6 教養、慰安及び風紀に關するもの
7 其他福利增進に關するもの

等は所謂狹義の福利增進に關する事項で
ある。藤永田、ダンロップ、日本電線、久
保田鐵工、大阪電氣分銅、大阪新田帶革、東
洋鏡等の規定は之と大同小異である。但し
三菱に於ては前記『工場委員會に就て』の中
に『本會の職能としては主として生産能率
に關する事項と職工の福利增進に關する事
項とを擧げ労働條件に關する事項は除外さ
れてあります云々』とある通り、之れは除
外されてあるが、更に續けて『會社の眞意は
労働條件を議題として審議することはしま
せぬが能率又は福利の増進に關聯して自然
賃金問題なり時間問題なりに論及せられる
事は敢て差支ありません』とある。尙ほ範囲
の明示されてゐないもの曖昧なものもない
ではない、例へば大阪電燈、村尾造船、日
本形染、日本木管、汽車會社、現業委員會
の如きはそれである。

稍々之等と趣きを異にしてゐるのは發
動機會社で、勞聖會は次の事項の範囲内で
會社の諮問に應じ又は會社に對して自ら提
案し得ると同時に機宜に應じ社長の同意を

経たる決議の施設を爲し得ると規定されてあるのである。次の事項とは

- 1 解雇條件
- 2 危害防止、保健衛生、風紀教育、修養研究、慰安休養、互助共濟及び福利増進に関する事項

であるが、別に會社の示した覺書なるものがあつてそれに依れば

- (a) 事業上餘儀なく解雇する場合には會社は其理由及び人員を一週間以前に諮詢すべきこそ、但し特別の事情あるときは一應諮詢し同意を得たる後即時解雇することあるべきこと

としてあるから稍々具體的になつてゐるのである。

(四)組織

組織は一般に會社側より任意指名される指名委員と職工側より選出される選出委員と各同數を以て成るのを原則とし、住友、久保田鐵工、汽車會社、日本電線、ダシロップ、東京モスリン、新田帶革、大阪電燈、村尾造船、東洋鐵、リバーラ・ラザース等は之に屬する。

之れと異つて全部職工側より成る例は藤永田ては鐵道現業委員會及び三菱諸工場の二年をす

造船所及び秀英舎である。前者に在つては全職工より選出された幹事中より更に互選した七名

の交渉委員で、特に會議の形式を取らず、定められた範圍内で會社側と折衝の必要のある時又は會社側から職工側と交渉せんとする時は此交渉委員を通じてなすのである。秀英舎に在つては會議制を採用するけれども會社側の代表者を混じないのである。

上述二者の二元式及び一元式とも言ふべきものに對して更に之を折衷した混合式とも言ふべきものゝ例は三菱諸工場に於ける例である。即ち委員全部を職工中から選出するのであるが、別に工場長の指名に依る參與員なるものを議事に參與せしめるのである。

(六)會議、議長及び採決方法
會議の回數に就いては種々異つてゐるが總じて一年二回以上は開かれる。回數の定めなきものは不確定なものも少くない。(大阪電氣分銅、

東洋鐵、藤永田造船)、毎月一回開かれるもの(日本電線、大阪電燈)、隔日一回開かれるもの(村尾造船、日本形染)。三ヶ月一回即年四回開かれるもの(住友、久保田鐵工、ダンロップ謹謨)

六ヶ月一回即年二回開かれるもの(三菱、汽車會社、鐵道現業委員會、新田帶革)。

議長の選任方法に就いては種々あつて、委員が普通で、委員中より互選するもの(日本電線)以外の會社側又は指名委員中より選任されるのが普通である。けれども寧ろ例外で、委員會を會社の利益に於て操縦する爲めには會社側の議長を置定員は工手總數五百人未滿の場合は十五人とする。ことは日本に於ける如き委員會の性質からは當然と言はねばならぬ。

採決の方法に關しては餘り注意が拂はれてゐない、と言ふのは委員會が單なる諮詢機關たる内十二人前條の規定によりて「工手中より選出し三人は社員中より工場長之を選任」するのである。

の本質上それは餘り重要ならざるが爲めであらう、茲に叙述することとは省く。

(五)委員の任期

委員の任期は概して一年であるが、例外とし

(七)委員資格の制限
(1)年齢制限

るものがある。

(六)會議、議長及び採決方法

會議の回數に就いては種々異つてゐるが總じて一年二回以上は開かれる。回數の定めなきものは不確定なものも少くない。(大阪電氣分銅、

東洋鐵、藤永田造船)、毎月一回開かれるもの(日本電線、大阪電燈)、隔日一回開かれるもの(村尾造船、日本形染)。三ヶ月一回即年四回開かれるもの(住友、久保田鐵工、ダンロップ謹謨)

六ヶ月一回即年二回開かれるもの(三菱、汽車會社、鐵道現業委員會、新田帶革)。

議長の選任方法に就いては種々あつて、委員が普通で、委員中より互選するもの(日本電線)以外の會社側又は指名委員中より選任されるのが普通である。けれども寧ろ例外で、委員會を會社の利益に於て操縦する爲めには會社側の議長を置定員は工手總數五百人未滿の場合は十五人とする。ことは日本に於ける如き委員會の性質からは當然と言はねばならぬ。

採決の方法に關しては餘り注意が拂はれてゐない、と言ふのは委員會が單なる諮詢機關たる内十二人前條の規定によりて「工手中より選出し三人は社員中より工場長之を選任」するのである。

の本質上それは餘り重要ならざるが爲めであらう、茲に叙述することとは省く。

十八歳以上	(大阪電氣分銅)
二十歳以上	(汽車會社、ダンロップ、藤永田造船、日本木管、日本形染、村尾造船、東洋鐵)
二十五歳以上	(住友、三菱、秀英舍、東京モスリン、現業委員會、東京砲兵工廠)
二十三歳以上	(久保田鐵工)
六ヶ月以上	(日本木管、村尾造船、大阪電氣分銅)
一年以上	(ダンロップ、汽車會社、久保田鐵工、住友、日本形染、大阪電燈)
六ヶ月以上	(現業委員會、東京モスリン、秀英舍、三菱、東洋鐵)
一年以上	(ダンロップ、藤永田造船、大阪電燈)
一年以上	(住友、久保田、汽車會社、日本木管、東洋鐵、大阪電氣分銅)
二年以上	(三菱、秀英舍、東京モスリン、現業委員會)
三年以上	(日本形染、東京砲兵工廠)

(2)勤続制限
三ヶ月以上 (日本木管、村尾造船、大阪電氣分銅)
六ヶ月以上 (現業委員會、東京モスリン、秀英舍、三菱、東洋鐵)
一年以上 (ダンロップ、藤永田造船、大阪電燈)

(2)性の制限
明文を以て男子たることを規定せるもの
(現業委員會、藤永田造船、村尾造船)
男女を選ばずと規定せるもの(秀英舍)
其他に常備職工を一般に必要とし尙ほ其他に要件を規定したものもある

(九)特權及び義務

(1)特權とも認むべきものを明示してゐるものには次の如きがある。

▲東京モスリン會社
協議員は會議に於て發表したる意見に關しある意に反して解雇又は他の制裁を加へらるゝことなし(三十七條)會議に出席したる協議員は其時間中勤務したるものと看做す

(四十條)

勞資協調を目的として成立した團體で人のよく知つてゐるのは財團法人協調會であつて、これは大正八年末に成立を見たのであるが、今年に入つてからは次に舉げる様な所謂協調機關が多數發生した。孰れも半官的性質を帶び、資本家側の代表に依て組織され、直接勞働者側の協力は之を排除するものである。尙ほ又勞働爭議に促されて出來た緩衝地帶の制度とも見るべきもので大部分は關西方面に生れ、今一つは本年足

(八)委員選舉資格の制限
(1)年齢制限
十七歳以上とするもの(日本木管、日本形染)十八歳以上とするもの(東京モスリン、藤永田造船、汽車會社、久保田鐵工)二十歳以上とするもの(現業委員會、秀英舍、ダンロップ、三菱、住友、村尾造船、東洋鐵)

▲日本形染會社
工手中より選出したる議員には手當として一ヶ月金三圓を支給す(二十五條)
▲東洋鐵會社
工場委員會に出席せる委員は該時間中賃金の支給を受くるものとす(十六條)
▲東京砲兵工廠

代表者會に出席したる時間に對しては常備給を支給す(十八條)
(2)特別義務を認めたもの其他注目すべき規定は次の如くである

▲東京モスリン會社
協議員は會社に於て知り得たる機密事項を漏洩することを得ず、其の協議員たらざるに至りたる後と雖も亦同じ(三十六條)

▲藤永田造船

交渉中組合員にして怠業、罷業を爲し又は騒擾し或は之に類する行爲あるときは交渉を繼續せざるものとす(十七條)

▲汽車會社

開會の時間は凡て作業時間外とす、但し會社の許可を得たる場合は此限に非す(十條)

第一 労資協調諸團體

尾の争議を醸した栃木縣に生れた。

(一) 財團法人協調會

昨年成立した協調會が組織を變更して半官半民的事業を繼續してゐるが、今日に本年

に入つてからは諸種の講習會を行ひ、雑誌『人と人』を刊行し通俗的に同會の精神を普及し且つ大阪に支所を設けることとなつた是等計劃を包含した歲出豫算には三月廿八日會長徳川公、澁澤男、清浦子、大岡氏の三副會長、其他常務理事評議員會議の上次の如く決定した。

經營部(七十四萬一千五百圓)

事務費
調査費

圖書及出版費
講演及講習費

宣傳及情報費
會議及交際費

中央職業紹介所費
藏前工業専修學校費

社會政策講習所費
隣保服務費

大阪支所費
豫備費

合計

臨時部(五十萬一千圓)

會館新營費
隣保服新營費

二七七、五九〇
六五、二三〇
三四二、八二〇

合計

二七七、五九〇
六五、二三〇
三四二、八二〇

(會館の建築は二ヶ年の繼續費を總額四十
三萬六千圓である)

に入つてからは諸種の講習會を行ひ、雑誌『人と人』を刊行し通俗的に同會の精神を普及し且つ大阪に支所を設けることとなつた是等計劃を包含した歲出豫算には三月廿八日會長徳川公、澁澤男、清浦子、大岡氏の三副會長、其他常務理事評議員會議の上次の如く決定した。

右の豫算に基いて行はれた事業の大體は次の如くである。
(イ) 藏前工業專修學校
東京高等工業學校附屬工業補習學校の名の下に後年文部省の直轄に屬してゐたのであるが、三月協調會之を繼承し、藏前工業專修學校と改めて從來の方針を繼續するごとに、同會の事業經營の趣旨を加味することとなり、四月下旬新學年を開始した。

(ロ) 社會政策講習

第三回社會政策講習四月十日より七月十一日

に至る四ヶ月を以て終了し、第四回は九月十日から十二月十七日まで芝中學内で開いた。入所者八十六名。

(ハ) 社會政策短期講習會

協調會は社會政策講習所の擴張とも目すべき社會政策短期講習會を開くこととなり第一回を四月四日より九日間大阪府會議事堂で開催した。

講習員又申込百六十一で日々出席平均九十八名

中に三名の婦人があつた。第二回は六月十六日

『工場從業者の福祉増進に關する施設の改善及

より一週間神戸市に於て開かれ申込百七十二、日々平均出席百十一名であつた。第三回は七月二十一日より一週間福岡縣小倉高等女學校で開かれ申込者三百三十一、内婦人二名であつた。

(ニ) 大阪出張所
協調會では關西方面と聯絡を取るべく大阪に出張所を設け、藤澤參事を所長とし、次の四名を理事に推薦した。

京都大學教授 神戸 正雄氏
大阪府社會課長 小河滋次郎氏
大阪市助役 一氏
大阪土地建物會社社長 柿崎 欽吾氏

尚ほ協調會の事業として附言すべきは、十月十二日勞働委員會法案(所謂工場委員會)を建議したことである。

(二) 兵庫縣工業懇談會

十一月十日有吉兵庫縣知事は三百名以上

の職工を使用する大工場主任者を召集して合を永續的組織と爲すべく生れたの工業懇談會であつて、大正十一年一月十四日創立總會で十六ヶ條の會則を決定した。その目的は

び工場能率の向上に關する方法を研究し産業發展に貢獻する』

に在る。毎年春秋二回定期總會を開き又臨時にも開き得るのである、收支は凡て豫算に依るのである。

(三) 工場係員研究會(尼崎市)

本會は兵庫縣尼崎警察署管内に於ける工場庶務人事係員を以て組織するもので、署長植月平一氏を會長とし十一月九日總會を開いて九ヶ條から成る會則を決定した。この會の目的は『工場法及附屬法令の研鑽、勞資協調の眞理を研究し労動者を善導すべき所以を實地上より觀察し、之が對策を研究し、併て相互の意思疎通官公署の連絡を企圖する』に在つて、『毎月第三水曜日を定例集會日と定め、午後一時より尼崎市中在家事務所に於て開催』し、會員には特別會員と普通會員との二種あつて、前者は尼崎市新聞記者、市及び警察署當局の關係吏員で、後者は工場實務員であつて、この普通會員より一ヶ月一回宛の會費を徵收して、經費に充て、次の如き事業を行ふ

- (イ) 市及び警察當局の臨席を煩し事務上の打合せを爲すこと
- (ロ) 會員の講演
- (ハ) 討論
- (ニ) 庶務、人事に涉る協議

(ホ) 其他必要と認むる事項

一月一日よりである。

(五) 大阪工業會

兵庫縣明石警察署長の斡旋に成る『明石工業協調會』は十一月十一日の協議會で二十五ヶ條から成る會則を決議した。其組織は明石警察署管内に於ける工場法適用工場の工場主及び其從業者を以てする(第二條)ので其目的は工業の發達を期し勞資雙方の融和親睦を圖り以て利益を増進すること(第四條)で、其目的を達する爲め次の事業を行ふのである(第五條)。

(イ) 勞資間に於ける紛議に關する件
(ロ) 従業員の爭奪及び不正紹介の防止に關する件
(ハ) 失業者の保護救濟に關する件
(ニ) 模範従業員の表彰に關する件
(ホ) 工場に關する法令の研究並に其運用に關する件

大阪市内堂島中町大阪工業會は六月二十日常議員會を開いて勞資協調問題を附議し左記の決議をした。尙ほ調査委員には常議委員全部(六十名)が之に當ることとなつた。

近時労働爭議の頻發は我國產業の不振に因ず而して依然此狀態を持續するに於ては益々產業の萎微を招來すべきや明かなり、宜しく勞資相携へて政府に迫り彼の労働組合法労働保険法の制定及び失業保險に關する施設實行を期すべし、而して刻下の急務として勞資雙方意志の疎通を謀り相共に產業の振興を期する爲め本會に左の事項に就き委員を設く

- 一、工場委員選舉に關する件
- 二、雇傭及び解雇に關する件
- 三、失業豫防及び救濟に關する公共團體の新設

四、產業振興に關する方策を調查研究する事項

其後七月十六日常議員會を開いて工場委員制度に就いて討議したがこの時は具體案を得ず更らに會を重ねて遂に『工場委員會要項』なるものを作製し、且つ八月には『勞動立法併に施設に關する意見書』を關係諸大臣及び各政黨本部へ宛て送つた。その

内容は次の如くである。

(a) 法令の制定を要するもの

(イ) 労働省を設置すること

(ロ) 労働組合法を制定すること

(ハ) 労働争議仲裁々判所を設置すること

(ニ) 労働保険(失業、傷害、疾病、廢痼)の制度を設くること

(ホ) 政府に於て年金證書の賣捌を爲すの制度を設くること

(b) 政府の施設を要するもの

(イ) 一般産業の閑散季に於て大に官公業を起すこと

(ロ) 公設職業紹介所の増設を講ずること

(ハ) 住宅組合法に依る低利資金の供給を潤澤ならしむること

(六) 栃木縣工場主懇話會

栃木縣は労働問題の協調方策として工場懇話會を計畫し、宇都宮、小山、安蘇、足利、の三所に成立したので之を統一して縣下の工場主懇話會なるものが四月成立した。同會の事業は優良従業員の表彰、優良工場の視察、工場醫會を開いて工場衛生に注意すること、並に労働問題の紛糾を未發に防止し、労働時間の制限、労働者の精神教養等に努め、總裁には縣知事を推すのである。